

建築物移動等円滑化基準チェックシート

設計者: _____ 印

建築物名称: _____

○一般基準(不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物特定施設に係る基準)

特定施設等	チェック項目	設計者 チェック 欄	申請内容	図書頁 説明書頁
廊下等 (第11条)	①表面は粗面又は滑りにくい仕上げであるか	適・否		
	②点状ブロック等の敷設(階段又は傾斜路の上端に近接する部分)※1	適・否	告示適用: 有・無	
階段 (第12条)	①手すりを設けているか(踊場を除く)	適・否		
	②表面は粗面又は滑りにくい仕上げであるか	適・否		
	③段は明度、色相、彩度の差が大きい事により識別しやすいものか	適・否		
	④つまづき原因となるものを設けていないか(段鼻の突き出しを設けていない)	適・否		
	⑤点状ブロック等の敷設(段部分の上端に近接する踊場の部分)※2	適・否	告示適用: 有・無	
	⑥原則として主な階段を回り階段としていないか	適・否		
傾斜路 (第13条)	①手すりを設けているか(勾配1/12以下、かつ高さ16cm以下の傾斜部分は免除)	適・否	免除適用: 有・無	
	②表面は粗面又は滑りにくい仕上げであるか	適・否		
	③前後の廊下等と明度、色相、彩度の差が大きい事により識別しやすいものか	適・否		
	④点状ブロック等の敷設(傾斜部分の上端に近接する踊場の部分)※3	適・否	告示適用: 有・無	
便所 (第14条)	①車いす使用者用便房を設けているか(1以上)	適・否		
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	適・否		
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	適・否		
	(3)水洗器具を設けているか(オストメイト対応1以上)	適・否		
	②床置き式又は壁掛式小便器(受け口の高さ35cm以下)、その他これらに類する小便器を設けているか(1以上)	適・否		
ホテル・ 旅館 (第15条)	①客室の総数50以上の場合、車いす使用者用客室を設けているか(1以上)	適・否	客室総数: 室	
	②客室の構造	—		
	(1)便所内に車いす使用者用便房を設けているか ※4	適・否	免除適用: 有・無	
	イ)出入口の幅は80cm以上であるか	適・否	出入口幅: cm ≥ 80cm	
	ロ)出入口の戸は自動的に開閉するか容易に開閉できる構造で前後に水平部分を設けているか	適・否		
	(2)車いす使用者用浴室等(浴室又はシャワー室)を設けているか (当該客室がある建築物に車いす使用者用浴室等を設けている場合は免除)	適・否	浴室: 有 シャワー室: 有 免除適用: 有・無	
	イ)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	適・否		追加
	ロ)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	適・否		追加
	ハ)出入口の幅は80cm以上であるか	適・否	出入口幅: cm ≥ 80cm	
	ニ)出入口の戸は自動的に開閉するか容易に開閉できる構造で前後に水平部分を設けているか	適・否		
敷地内の 通路 (第16条)	①表面は粗面又は滑りにくい仕上げであるか	適・否		
	②段がある部分	—		
	(1)手すりを設けているか	適・否		
	(2)明度、色相、彩度の差が大きい事により識別しやすいものか	適・否		
	(3)つまづきの原因となるものを設けていないか(段鼻の突き出しを設けていない)	適・否		
	③傾斜路	—		
(1)手すりを設けているか (勾配1/12以下で高さ16cm以下又は勾配1/20以下の傾斜部分は免除)	適・否	免除適用: 有・無		
(2)前後の通路と明度、色相、彩度の差が大きい事により識別しやすいものか	適・否			
駐車場 (第17条)	①車いす使用者用駐車施設を設けているか(1以上)	適・否	台数: 台 ≥ 1台	
	(1)幅は350cm以上であるか	適・否	幅: cm ≥ 350cm	
	(2)利用居室までの経路が短い位置に設けられているか	適・否		

※1 告示で定める以下の場合を除く(平成18年国交告示第1497号)
 ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 ・自動車車庫に設ける場合

※2 告示で定める以下の場合を除く(平成18年国交告示第1497号)
 ・自動車車庫に設ける場合
 ・段部分と連続して手すりを設ける場合

※3 告示で定める以下の場合を除く(平成18年国交告示第1497号)
 ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 ・自動車車庫に設ける場合
 ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

※4 当該客室が設けられている階に、不特定かつ多数のものが利用する車いす使用者用便房が1上設けられている場合は除く

